

光化学大気汚染緊急時措置等に係る実施細目

1 趣旨

この実施細目は、神奈川県大気汚染緊急時措置要綱（以下「要綱」という。）第15条の規定に基づき、光化学大気汚染（以下「光化学スモッグ」という。）緊急時措置の実施に関し、必要な事項を定めるものである。

2 実施期間

光化学スモッグ緊急時措置等の実施期間は、4月1日から10月31日までの7か月間とする。なお、神奈川県の休日を定める条例（平成元年神奈川県条例第12号）第1項に規定する県の休日においても光化学スモッグ緊急時措置等を実施するものとする。

3 光化学スモッグ情報等の提供

光化学スモッグによる被害発生の未然防止を図るため、県内各地の大気汚染常時監視データ及び気象情報提供事業者からの各種気象データを基に、光化学スモッグ発生の予測並びに光化学オキシダント濃度の推移の予測を行い、「光化学スモッグ情報」又は、「緊急時措置等の発令及び解除の情報」として、次の方法により、県民及び主要ばい煙排出者（以下「緊急時措置対象工場」という。）に提供することとする。

(1) 光化学スモッグ情報の内容

光化学スモッグ情報の提供内容は、次表のとおりとする。

なお、緊急時措置等の発令及び解除の情報については、発令（解除）日時及び発令（解除）地域等を示すこととする。

A型予報：今日（明日）は、県下に光化学スモッグの発生するおそれ大きい。 （要綱第5条及び第7条に規定する大気汚染予報と同じ）
B型情報：今後の気象条件によって、今日（明日）は、県下に光化学スモッグの発生するおそれがある。

(2) 県民への提供

ア 提供方法

テレホンサービス及びインターネット・電子メール等の電気通信設備で行う。

イ 提供時間

当日の光化学スモッグ情報は午前10時に、翌日の光化学スモッグ情報は午後5時に提供する。

なお、緊急時措置等の発令及び解除については、最新の情報を随時提供する。

(3) 緊急時措置対象工場への提供

ア 提供方法

ファクシミリ及び電子メール等の電気通信設備で行う。

イ 提供時間

当日の光化学スモッグ情報は午前10時に、翌日の光化学スモッグ情報はA型予報のみ午後5時に提供する。

なお、緊急時措置等の発令及び解除については、最新の情報を随時提供する。

4 予報の発令及び解除

要綱第5条及び第7条に規定する前日予報及び当日予報の発令は、当分の間、県下全域とする。なお、予報の解除は、光化学オキシダント濃度の推移及び気象状況等を考慮し、要綱第11条に定める地域ごとに順次解除できるものとする。

5 緊急時措置等の発令及び解除の連絡体制

要綱第12条に規定する緊急時措置等の発令及び解除の連絡は、次表の区分に従い、速やかに行うものとする。

(1) 平日

区分		連絡方法	連絡先
機関	地域		
環境科学センター	発令地域のみ	ファクシミリ（希望先には電子メールを併用）	緊急時措置対象工場
	全域	ファクシミリ	地域県政総合センター環境部
			県内市町村大気環境主管課（緊急時措置等の主管課）
			関係行政機関 環境省、東京都、埼玉県、千葉県、静岡県、山梨県、群馬県
横浜	ファクシミリ	報道機関 ＜神奈川テレビ記者会＞ 日本放送協会横浜放送局、日本テレビ、TBSテレビ、フジテレビ、テレビ朝日、テレビ東京、テレビ神奈川、横浜エフエム放送 ＜その他ラジオ放送局等＞ TBSラジオ、ニッポン放送、文化放送、TOKYO-FM	
		大気汚染濃度予測事業者 横浜地方気象台	
全域	電話	神奈川県警察本部生活経済課	
環境課	全域	電話	関係本庁課（緊急時措置等の連絡対応課） 私学振興課、健康医療局総務室、教育局保健体育課、スポーツ課
		文書（知事室経由）	知事室 県政記者クラブ 神奈川新聞、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、産業経済新聞、東京新聞、日本経済新聞、日刊工業新聞、共同通信、時事通信、日本放送協会、テレビ神奈川、RFラジオ日本

(2) 県の休日

環境科学センターが連絡を行う。

地域	連絡方法	連絡先
発令地域のみ	ファクシミリ（希望先には電子メールを併用）	緊急時措置対象工場
全域	ファクシミリ	地域県政総合センター環境部 ----- 私学振興課、健康医療局総務室、教育局保健体育課、スポーツ課 ----- 県内市町村大気環境主管課（緊急時措置等の主管課） ----- 関係行政機関 環境省、東京都、埼玉県、千葉県、静岡県、山梨県、群馬県 ----- 報道機関 日本放送協会横浜放送局、日本テレビ、TBSテレビ、フジテレビ、テレビ朝日、テレビ東京、テレビ神奈川、横浜エフエム放送、TBSラジオ、ニッポン放送、文化放送、TOKYO-FM、神奈川新聞、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、産業経済新聞、東京新聞、日本経済新聞、日刊工業新聞、共同通信、時事通信、RFラジオ日本 ----- 大気汚染濃度予測事業者 ----- 横浜地方気象台 ----- 県立保土ヶ谷公園、県立三ッ池公園、神奈川郵便局、横浜港郵便局
		電話

6 光化学スモッグ被害状況の把握

次の表の区分により、光化学スモッグによると思われる被害の届出を市町村大気環境主管課、地域県政総合センター環境部、私学振興課、健康医療局総務室、保健福祉事務所等から受けることとする。なお、その被害状況（被害発生の日時、被害発生の場所、被害を受けた人数、被害を受けた人の年齢・性別・症状、処置の状況等）を正確に確認するため、別紙の光化学スモッグによる健康被害状況連絡票等を活用し、報告するものとする。

区分	連絡を受ける所属
平日	環境課大気・交通環境グループ 電話 045-210-4111（直通） ファクシミリ 045-210-8846
県の休日	環境科学センター環境情報部 電話 0463-24-3311（代表） ファクシミリ 0463-24-3314

光化学スモッグによる健康被害状況連絡票

平日のときの健康被害状況連絡票の送付ルート

県 民	→		各市町村環境 主管課	→	県環境課 ファクシミリ 045-210-8846	
	→	保健福祉事務所	→	健康医療局総 務室		→
	→		各地域県政総 合センター	→		
公立小・中学校等	→	各市町村教育 委員会	→	各市町村環境 主管課		→
私立小・中・高校等	→		福祉子どもみらい局 私学振興課	→		
県立学校	→		教育局指導部 保健体育課	→		
県立スポーツ センター	→		スポーツ局 スポーツ課	→		

休日のときは環境科学センター0463-24-3314に直接ファクシミリで送付ください。

健康被害状況を聞き取りした方が太枠を御記入ください

発生状況	連絡者の氏名 所属 電話番号 被害者との関係		例 日本 太郎 日本大通保育園 045-210-4111 保育園職員
	発生日時	月 日 () 時 分頃	2012年7月27日 12:20
	発生場所		横浜市中区日本大通
被害状況	被害発生時の 状況	場所 活動 予報・注意報等の受信 あり なし	場所 象の鼻公園 活動 屋外活動中 (ピクニック) 予報・注意報等の受信 <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	被害の症状	目の痛み のどの痛み 頭痛 呼吸困難 その他 熱中症との相違確認 <input type="checkbox"/> した <input type="checkbox"/> しない	<input checked="" type="checkbox"/> 目の痛み <input checked="" type="checkbox"/> のどの痛み 頭痛 呼吸困難 その他 熱中症との相違確認 <input checked="" type="checkbox"/> した <input type="checkbox"/> しない
	処置と経過	直ちに 安静にした 症状は回復 <input type="checkbox"/> した <input type="checkbox"/> しない 病院へ 行った <input type="checkbox"/> 行かない	直ちに 屋内に入り 安静に した。 症状は回復 <input checked="" type="checkbox"/> した <input type="checkbox"/> しない 病院へ 行った <input checked="" type="checkbox"/> 行かない
被害者の 詳細	人数・性別・ 年齢	大人 人 男 人 才 人 才 人 才 人 女 人 才 人 才 人 才 人 その他 人 男 人 才 人 才 人 才 人 女 人 才 人 才 人 才 人	大人1人 (女1人 28歳1人) 幼児4人 (男2人 3歳1人 4歳1人 女2人 4歳2人)

附 則

この実施細目は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この実施細目は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この実施細目は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この実施細目は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この実施細目は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この実施細目は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この実施細目は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この実施細目は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この実施細目は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この実施細目は、平成24年8月7日から施行する。

附 則

この実施細目は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この実施細目は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この実施細目は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この実施細目は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この実施細目は、令和3年9月8日から施行する。

附 則

この実施細目は、令和5年6月1日から施行する。